

広島県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十八年六月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	有料老人ホーム レストヴィラ 広島光が丘	広島市東区光が丘2 番40号	名称	介護付有料老人ホーム SOMPOケア ラヴィーレ広島光が 丘
病 院	広島医療生活協 同組合 広島共立病院	広島市安佐南区中須 二丁目19番6号	所在地	広島市安佐南区中須 二丁目20番20号
病 院	介護老人保健施 設白木の郷	広島市安佐北区白木 町大字小越230番地	所在地	広島市安佐北区白木 町大字小越10230番 地